

三郷町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
三郷町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . . 6

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本町は「ともにまなび ともにおもい ともにそだつ」を教育スローガンに学校と地域が協働しながら子どもたちの育ちを支えてきました。学校が地域の中で期待される役割は大きく、教育職員の業務内容も多種多様化しており、正規の勤務時間外の対応が長時間化する等負担が増加してきています。

本計画については、教育職員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、心身ともに健康を保つことができる環境を整えることで、「Well-Being」な状態で子どもたちと向き合える状況を創出し、子どもたちによりよい良い教育を持続的に行うことができるよう、教育職員の「学校における働き方改革」を継続的かつ計画的に実施するためのものである。

### (2) 本町の現状

○本町では、教育職員の勤務時間を管理し、その中でも時間外在校時間に教育職員が従事している業務内容のヒアリングに基づき必要な対策を講じてきた。まず、令和5年8月より全町立学校に電話の自動応答を導入し、教職員の時間外在校時間のうち多くの時間を要していた電話対応の時間縮減に取り組んだ。また、中学校においては、令和6年度から自動採点システムを導入し、テスト期間中における採点業務にかかる時間外在校時間を短縮できるよう取り組んできた。こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間	28%	1%
中学校	月39時間	33%	5%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では28%、中学校では33%と多くなっている。小学校においては個別支援が必要なケースの対応や放課後の家庭連絡（訪問）、中学校においては部活動指導や引率業務などの負担感が大きくなっており、人材の充実を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### （1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度（年間360時間以内）にする。

### （2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を各校種ともに3%まで減少させる。【令和6年度：小学校4% 中学校17%】

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### イ 学校以外が担うべき業務

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直し等を検討する。
- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進すると同時に、引き続き委託による見守り支援を実施できる体制を整える。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 子どもの安全対策連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・ 給食費等の学校徴収金について、管理システムの導入等、負担軽減策について検討する。

##### ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等があった場合は、「三郷町不当要求行為等の防止に関する要綱」に基づき、町長部局や警察等、関係機関と連携しながら組織的に対処する。
- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等があった場合の町を含め

た組織的対応の在り方（警察への通報を含む）について、各家庭へ文書で定期的に周知する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 町からの調査等の依頼は最小限にとどめるものとし、調査を依頼する際は校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和8年度当初より、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の導入等をしながら、地域展開が可能な時期について検討していく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ 不登校傾向にある別室登校の児童生徒の学習支援について、別室専任の講師や支援員を配置することで、学級・教科担任が学級運営や教科指導に専念できる体制を整える。
- ・ 特別支援教育にあたり、県から配置される特別支援学級担任だけではなく、町で特別支援学級副担任講師の配置や特別支援教育支援員などの配置を積極的に行う。
- ・ 児童虐待や問題行動がみられる児童生徒やその家庭への支援にあたっては、学校だけが抱えるのではなく、教育委員会事務局職員や町長部

局関連部署(子ども家庭支援員等)や各種関係機関とチームで対応できるように、引き続き連携を深める。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するためにも年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間あたりの授業時数を平準化し、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた場合やストレスチェックで高ストレスが認められた教育職員に対しては産業医による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェック実施後の集団分析の結果を活用した職場環境の調整等、必要な取り組みを検討する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 管理職を含めた教育職員全体が年次有給休暇等についてまとまった日数連続して取得できるよう、長期休業中に学校閉庁日を設定する。
- ・ 早出遅出勤務、テレワーク、その他柔軟な働き方を推進するための方策

を検討する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、各町立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 地域ボランティアの確保・充実について、小中一貫コミュニティ・スクールや学校運営協議会と連携しながら取り組んでいく。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他取組の成果については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施できるよう、教育委員会からの支援を強化する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。